



● 信号は必ず守る

自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。

【法7条】

○ 従うべき信号

- ・ 車道を通行する場合は、車両用信号機（図A）
- ・ 横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機（普通自転車に限る）（図B）
- ・ 「歩行者・自転車専用」「自転車専用」「軽車両専用」と表示されている信号機がある場合はその信号機（図C）

○ 自転車に対する信号機の意味

	青色	黄色	赤色
車両用信号機の灯火	直進・左折 することができる	停止位置を越えて 進行してはならない	停止位置を越えて 進行してはならない
歩行者・自転車専用信号 機の灯火	直進・左折 することができる	青色点滅 横断を始めてはなら ない	横断を始めたり、 停止位置を越えて 進行してはならない
歩行者用信号機の灯火 （普通自転車のみ）	横断歩道において 直進・左折 することができる	青色点滅 横断歩道を横断し始 めてはならない	横断歩道を 横断し始めてはなら ない

【令2条第1項
第4項及び第5項
抜粋】

【法4条第4項】

○ 自転車の横断方法

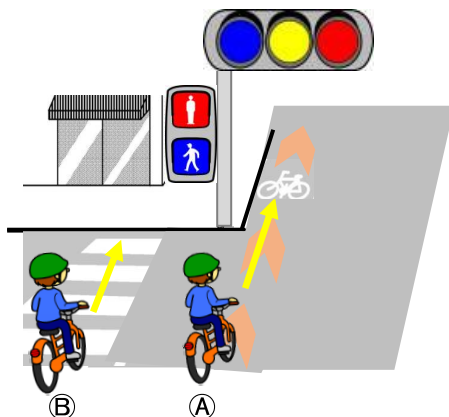
- ・ 自転車横断帯があるとき… 自転車は、自転車横断帯を通過して横断しなければなりません。
- ・ 自転車横断帯がないとき… 自転車も、横断歩道を通ることができますが、横断歩道は、原則、歩行者が道路を横断するためのものなので、横断中の歩行者がいないときなど、歩行者の通行を妨げるおそれがない場合を除き、自転車に乗ったまま横断歩道を通行してはいけません。

【法63条の6及び

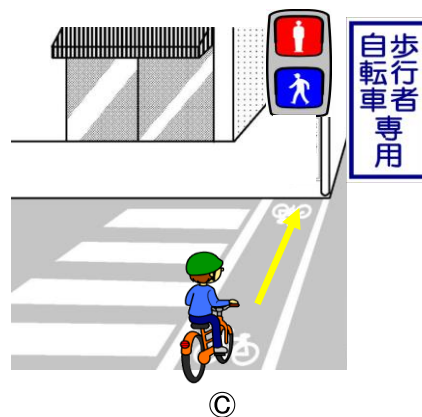
7第1項】

【交通の方法に関する
教則第3章第2節
1（5）】

<図A(B)>



<図C>



【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

● 交差点では一時停止と安全確認

自転車は、交差点に入ろうとするとき及び交差点を通行するときは、「交差点道路を通行する車両等」、「反対方向からくる右折車両等」、「横断歩行者」に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければなりません。

【法 36 条第 4 項】

○ 一時停止の道路標識のある交差点

一時停止標識のある場所では、一時停止をしなければなりません。

この場合

- ・ 停止線がある場合…停止線の直前
- ・ 停止線がない場合…交差点の直前



で停止し、左右から通行してくる車両等がないことを確認してから通行しなければなりません。

【法 43 条】

○ 見通しの悪い交差点では「徐行」

見通しの悪い交差点を通行するときは、すぐに止まれるような速度で慎重に進行しましょう。

【法 42 条】

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

